



今回の内容

●子猫遺棄事件ルポ

今回は、私が実際に遭遇した子猫遺棄事件について書かせていただきたいと思います。

子猫遺棄（捨て猫）に遭遇

4月の終わりごろ、友人と家から駅に向かって歩いている道中、草が生い茂る空き地から「ミーミー」と生後間もない子猫の元気な鳴き声が聞こえた。暗くてどこにいるのか見えなかったが、ノラ猫の多い地域だったので「ノラ猫が茂みで出産したんだろう」と思った。母猫がついているなら今手出しすることは無いなと思いつつも、母猫さんに差し入れでもしようと思い、翌日の夕方もう一度友人と空き地を見に行ってみた。

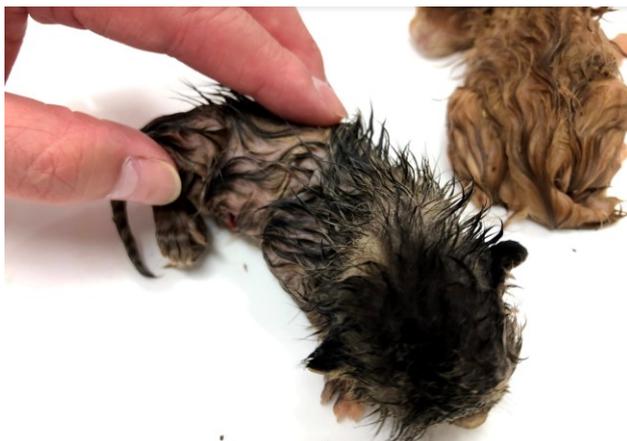
空き地につくともう子猫の鳴き声はしなかった。「母猫が移動したのかな」と思いつつも、「ミーミー」と子猫の鳴き声を真似てみた。すると茂みから「ミーミーミー」と昨夜より弱々しい鳴き声が返ってきた。まだ、同じ場所にいるのだろうか？とのぞき込んだ時、茶色い紙袋に気が付いた。嫌な予感がして、空き地の扉をあけた。「念のため紙袋の中にいないことだけ確認しよう」そう言って紙袋を持ち上げた友人が「うわっ」と声をあげた。

子猫の遺棄事件だった。慌てて写真を撮った。遺棄事件なら現場の証拠写真が必要だ。



茶色い米袋には、ダンゴムシやアリが大量についていた。中を覗くと、生後2～3日の子猫が3匹入っていた。1匹はすでに冷たくなっていた。袋の奥に、弱々しくも鳴き声をあげている子猫が2匹。

「間に合ってくれ…」急いでもよりの動物病院を調べるとあと5分で閉まる病院が徒歩3分程度の所にあった。電話を入れ診察のお願いをした。一人は動物病院へ行き、一人は交番に行った。



生きていた2匹も体は濡れ、体温が低く、沢山のウジが体を這っていた。腹部には丸く穴が開き、ウジがおなかを食い破って体の中に侵入していた。亡くなっている子のおなかの穴からは数え切れないほどのウジが出てきていた。生きていた2匹は緊急入院させてもらった。獣医さんからは「あなたがお金を払えるのか、もし子猫が元気になった場合飼えるのか」と聞かれた。もちろん、子猫の治療費は警察からも行政からも出ない。治療費は私が負担するし、元気になったら里親を探しますと伝え、入院の前金1万円を支払った。

交番での長期戦

子猫を入院させ、交番へ向かった。中ではお巡りさんがあれこれ電話をしている。どうやら「捨て猫があったという人が来ているがどう対応すればいいのか」といった内容をどこかに確認しているようだった。「動物の愛護及び管理に関する法律」は残念ながらまだ認知度の高い法律とは言い難い。警察官や弁護士さんが知らないということはよくあることである。さほど驚きはしない。ここからが大事だ。

●拾得物届けではなく、遺棄事件として届けます。

警察「基本警察では動物も物として扱うので、拾得物の届けを出しますか？」

おそらく、2018年現在では交番に「捨て猫がありました」と言った場合に返ってくる可能性が最も多い回答だろう。飼い主がいて、迷子になってしまった動物かもしれないので、拾得物の届けを出して飼い主が見つかるのを待ちましょう。ということだ。だが考えてみて

ほしい。首輪をつけた犬や猫がウロウロしていたのを保護したならまだしも、目も開いていない子猫が米袋や段ボールに自ら入り、人気のない場所や公共の場所に移動することがあり得るだろうか？

私「自分で歩くこともできない子猫が米袋に入れられて空き地に投げ捨てられているという状況から人為的で悪意があることは明らかだと思います。今は、動物愛護法という法律があり、遺棄虐待は犯罪とされています。なので、今回は、拾得物ではなく、遺棄事件として届けたいです。遺棄事件として届けた上で、子猫が窃盗にあっている可能性があるというなら、子猫に関して拾得物届けも併せて必要な場合は手続きします。」

警察「ちょっとお待ちください。」

一つ意見を言うごとにかなり長い待ち時間が発生する。交番のお巡りさんから、市の警察署へ電話をし、市の警察署から県警に電話をし、対応について確認を取っていたそうだ。待ち時間の間に、スマホで「動物の愛護及び管理に関する法律」の中で、環境省が出している「遺棄」の解釈文を見てもらったり、遺棄に使用されていた段ボールから犯人が特定できた大阪のケースなどを紹介したりした。幸いこの日は交番が平和だった。他に交番を訪れてくる人や交通事故などがあれば、対応はもっと雑だったかもしれない。待ち時間に2名のお巡りさんとあれこれ話すことができた。

●実況見分・調書作成

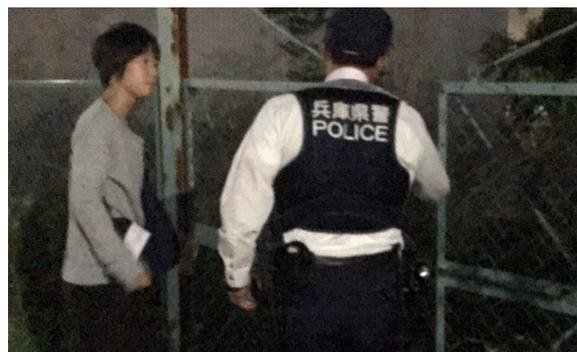
「子猫の遺棄事件を事件化していいものか」という交番からの質問が、市警に行き、市警から県警に行き、また市警を通って交番に返ってくるという長旅に出ている待ち時間に、友人は一旦帰宅し、猫の世話をして私のPCを持って交番に戻ってきてくれた。今回の件で最も役にたったのがPCに保存していた右の資料だ。みやぎき市民オンブズマンが情報開示請求をし、一般公開された、警察庁が全国の警察本部宛に出した、動物虐待事犯対応の指導要領等の資料だ。その中でも右の資料は特に分かりやすく書かれているフローだ。この資料は、現場の警察



官だけでなく、一般市民にとっても分かりやすい資料だなぁと思っていたので個別に保存していた。平成28年5月に警察庁から各警察へ送られているが、保存期間が1年未満となっているため、すでに破棄されている警察署がほとんどなようだ。なんともったいない（交番のお巡りさんも2人とも見たことが無いと言っていた）。

その他、生経通報の全文（一部黒塗りあり）やその他の文書は、みやざき市民オンブズマンのHPにて閲覧可能である。 <http://www.miyazaki-ombuds2.org/police.php>

私の長い話の成果か、この資料を取ってきてくれた友人のおかげか、市警から折り返しの電話があったのか、ちょっと記憶があいまいだが、現場や証拠品の写真をお巡りさんが撮影することになった。交番から徒歩2分程度の場所に案内し詳細を説明した。時刻は19時20分。交番に行ってから約1時間20分が経過していた。



そして、調書というものを取ってもらった。簡単に言うと「私は誰で、いつ、どこで、どういうことに遭遇して、こういう風に思っています。」という内容を細かく、具体的に聞き取って記録してもらった感じだった。所要時間は1時間弱だったと思う。やっと調書が完成し、この日は解放された。米袋は証拠品として警察が預かり、もう1つの証拠品である子猫たちは翌日入院先の動物病院にお巡りさんと行くことに。時刻は交番に行ってから約4時間が経過し、22時になろうとしていた。

●子猫たち

翌日の朝7時前、動物病院から電話があった。昨日入院した子猫は2匹とも息を引き取ったそうだ。悔しくて、悲しくて、涙がでた。なぜ、鳴き声に初めて気づいた夜に遺棄の可能性を疑わなかったのか。間に合ったかもしれなかったのに。母猫から引き離される前に、ひとくちでも母乳を飲むことができているのだろうか。母猫のもとから引き離され、暗い袋の中で、何十時間も力の限り母猫を呼び続けるのはどんな気持ちだったのだろうか。呼んでも呼んでも応えてもらえない絶望や恐怖感はどうほどのものか。この子達の一生はなんだったのだろうか。

人間は、他者の気持ちを想像したり、共感したりすることができる生き物だと思う。でも、時に想像力や共感感覚のスイッチを切ってしまうことがある。それは、ごく一部の凶悪な人間に限ったことではないと思う。想像力のスイッチを無意識に切ってしまうから、肉や魚を食べれるし、食べ物を捨てることもできる。動物園で小さい檻の中で途方に暮れている動物を指さして可愛いと笑うこともできるし、釣りだって楽しめる。だからこういった悲惨な

事件は、理解できない非常な人が起こすわけじゃないんだと思う。「動物を遺棄するなんて理解できない！」と想像力のスイッチを切りたくなる。でも、それじゃダメだ。悲しみや後悔を紛らわすための怒りに支配されないように、考えなくちゃいけない。自分に今何ができるのか。落ち着け、落ち着け、と頭で繰り返す。

朝8時、動物病院へ。昨日調書を取ってくれたお巡りさんと合流。警察カメラでの子猫の写真撮影をし、死因について獣医師の見解を聞き取る。今回でいえば、「世話を受けることができなかったことによる衰弱死」。生きていた2匹は初めはミルクを飲んだが体の中に大量の蛆が侵入しており、手の施しようがなく、明け方に息を引き取ったということだった。今回の医療費は約1万5千円だった。追加で5千円を支払う。

●事件化へ

今回の子猫遺棄は警察が事件として受理し、捜査を進めてくれることになった。これだけ、人為的であることが明らかでも、犯人が見つかる可能性が低い事件は、事件として取り扱ってくれないことも多い。初日に4時間もかかったが、それでも告発状の作成もせずに、翌日には事件として捜査してくれることになったのは幸いだ。証拠品の米袋は鑑識に回され、警察が付近の聞き込み調査をしてくれた。

予防的取り組み

初日から警察には現場に「目撃情報求む」看板を設置してほしいと頼んでいた。その看板で、犯人の手がかりが見つかる可能性は低いかもしれない。でも、ここで遺棄事件があったということ、それを警察が事件として捜査しているという事実が掲示されることには、「予防」と「啓発」の効果があると思う。だが、これがとても骨の折れる戦いとなった。

警察「予算もかかることなので、警察でこれを作成するのはかなり難しいと思う。」

私「立て看板じゃなくても、A4程度の紙に印刷したものでもいい。それでも難しいでしょうか。」

警察「土地の持ち主の希望があって、土地の管理者が作成したものに警察が連名する形なら可能性はあるかもしれない。」

私「土地の管理者に、事件があった旨と情報提供を呼びかける掲示をしないか警察から言ってもらえないでしょうか。」

警察「そこまでは捜査の範囲ではしない。」

こういうわけで、初日の交番では断られた。

- ①土地の所有者を見つける
- ②目撃情報求む看板を作成する主体を見つける

この2点が課題となった。

そこで、市の動物愛護担当部署に下記2点の相談をすることにした。

①目撃情報求む看板を市の名前を入れて作成したいということ。

②再発防止策として、遺棄事件があった旨と一緒に、ノラ猫の出産で困っている人はここに電話してくださいという内容を入れれば、「身近なところで事件が起きた。遺棄は犯罪です。」というインパクトのある事実と「でも困っている人はここに相談して」という解決的提案の2つが盛り込まれた内容のA4チラシを作成し、回覧版で回すことによって、悲しい事件をきっかけとして予防的支援の足掛かりにすればいいのではないかと考えた。

この市には、行政と連携してノラ猫TNRを進めている団体さんがあるので、まずは団体さんに相談することにした。団体さんは協力を快諾し、必要であれば自分たちの団体名も入れていいと言ってくれた。そして団体さんから市役所の担当者へ聞いてもらった。

結果、「遺棄事件は警察の管轄だから、市は関係ない。役所の名前は載せたくない。県の愛護センターに聞いてみたらどうか」

という残念な回答が返ってきた。

県愛護センターに言っても、同じような回答が返ってくる予感しかしない。

遺棄事件の「捜査」は警察が担当、ノラ猫問題の相談は市が担当、動物保護は県愛護センターが担当、では「予防」はいったいどこが担うのか。

●土地の所有者探し

警察がダメ、市もダメ、そしたら土地の所有者に働きかけるしかない。警察の地図によると管理者らしき会社名が書いてあったが、ネットで調べてもそんな会社は見当たらない。荒れ放題の空き地化しているので、平日に行ったところで誰かいる訳もない。

手詰まり感の中で、借りている駐車場の大家さんから電話があった。「5月の駐車場代まだですよ。」すっかり忘れていた。すみませんと謝りながらも、チャンスかもしれないと思った。駐車場代を払いに行くついでに、大家さんに遺棄事件があったこと、土地の持ち主を探していることを伝えた。「あそこの空き地なら、〇〇通りのAさんやったと思うよ。昔はあそこで、〇〇をやったたんよ。あと、グリーンピース沢山採れたからどうぞ。」いい収穫だ!と思った(情報もお豆さんも)。

さっそく、大家さんの情報を元に、空き地の持ち主を訪ねてみた。

ピンポン「近所に住んでいる小池と申します〜」

Aさん「どうしました？」

私「これこれこういうことがあって、空き地の持ち主さんを探しています。」

Aさん「あそこはね、今は県有地になってるよ。土木何とかって課だったかな。」

ぬーーん。

振り出しに戻ったわけではないが、また次の場所を探さなければいけない。

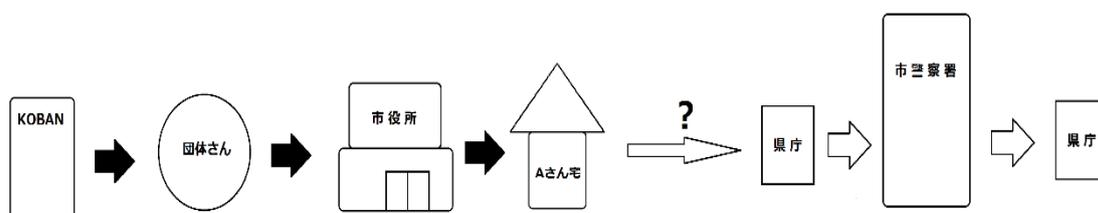
もう、ここまできたら、たらい回されるだけまわってみよう。

県庁はどこか調べてみると、車で高速を使って1時間。電車でも1時間片道790円。これはちょっと遠いし無職には高い。さっそくたらい回しの覚悟が揺らぐ。というか、県所有地なら警察が作って連絡してくれないだろうか？という一抹の期待がよぎったので、担当の方へ電話をかけてみた。

私「情報を求めるの掲示物の件で、空き地の所有者が県だということが分かりました。県の所有地なら、警察で作成して掲示していただくか、警察から連絡をしてもらうことはできないでしょうか？」

警察「県の所有地といっても、警察と繋がりがあるわけではないので、こちらからそこへお願いしに行くということはいけません。所有の所が掲示したいと警察に行ってくるか、その許可を取って警察に来ていただければ可能性はあると思う。」

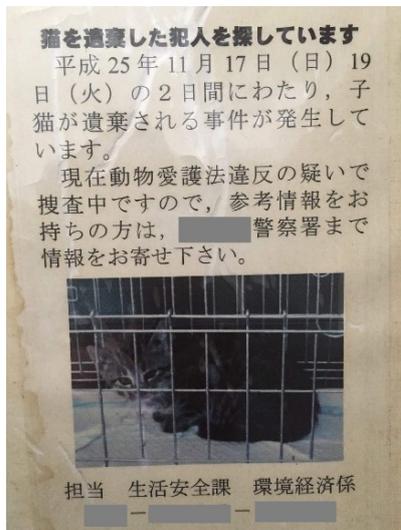
はい、そうですか。正規ルートでたらい回されるとすれば、まずは、県庁に行って管理部署を特定し、掲示したい旨を伝え、「具体的な掲示物を見ないと許可の判断できないよ」と言われ、市警察に行き「掲示内容次第では許可するといわれたので掲示内容を確認してください」とお願いし、市警察のOKが出たら、また県庁に行き許可をもらって、晴れて遺棄現場に掲示する。というルートになるのだろうと想像する。けっこうな時間と交通費だ。無職ではあるが、猫活動は忙しく暇ではないという問題もある。ここは少し作戦を変更することにした。



県庁に行く前に、市警察に情報求看板の案を先に見てもらおう。土地の所有者がOKを出したら貼れる状態にしたうえで、県庁に行き、県庁には1回行くだけでいいことにしよう。現在の捜査を担当している地域第2課が入っている市警察署に行ってみることにした。持ち物は、①別の場所で掲示されていたポスターの写真、②それを参考に作成した今回のポスター案、③できれば一緒にはってほしい警察庁と環境省が一緒に作成している動物遺棄虐待は犯罪ですポスター。

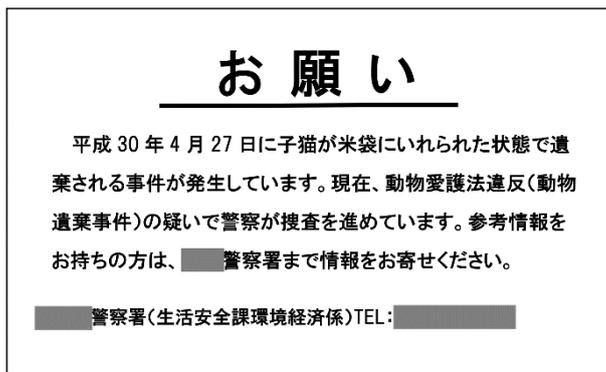
①の別の場所で掲示されたポスターは、知り合いのボランティアさんが参考にと送ってくださったものだ。これがものすごく役にたった。前例って強い。そのポスターを掲示してもらうまでとても長い時間と労力を要したようだ。ボランティアさんに心から感謝である。

①



←参考資料

②



↑ 提案ポスター

●市警察署へ

資料を持ち、警察署へ。

私「県庁に許可をもらいに行く際に、具体的に掲示したいものが無いと許可の出しようがないと言われてしまいそうなので、先にポスターの内容を確認していただけないでしょうか。もちろん、内容の OK が警察から出たとしても、土地の持ち主の許可降りなければ掲示しませんし、許可が出た場合はお伝えします。」

警察「情報求むポスターの内容を市警察で許可判断をしていいのか分からないので、県警に問合せます。後日また、連絡します。」

私「……。」

つまり、私が作成したポスターと資料たちは、市警察の中で、初動捜査をしている地域第 2 課から、生活安全課に行き、生活安全課から県警に行き、県警から市警に戻って、私に戻ってくるという長旅に出たようだ。市警では判断できないと言われたら、今度は県警に行かなくてはいけないのか。遠そうだ…。市で判断できますように。

●3日後

警察「〇〇市生活安全課の B です。地域第 2 課から引き継ぎました。先日、相談いただいた遺棄現場に掲示するポスターの件ですが、内容を県警に確認したところ、「米袋」という具体的な記述は捜査の妨げになる可能性があるため、修正させてもらいたいです。それで、警察の名前と連絡先だけが入ったポスターなので、警察で作成させていただいた方がいいんじゃないかと思うんですがこちらで作成していいでしょうか？土地も登記をとってみたら管理者が分かると思うので、こちらで連絡して掲示までさせていただこうかなと思っています。」

ます。」

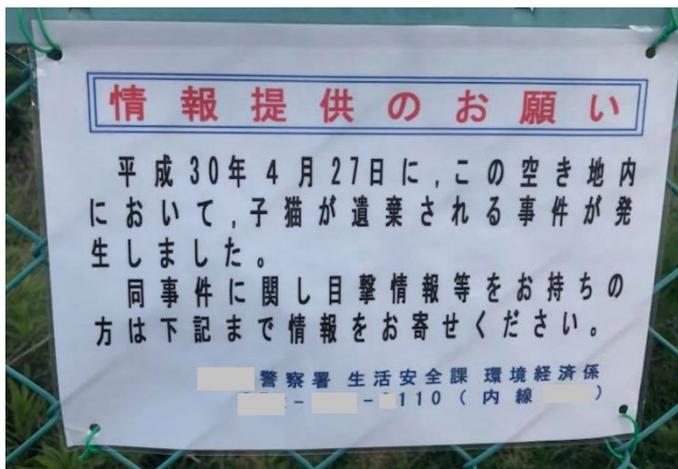
私「……。修正も作成も掲示もお任せします！ありがとうございます！！」

一瞬なにを言われているのか理解できなかった。再三警察で作成してほしいという依頼を断り続けてきた警察が、警察で作成した方がいいと思うんですよねと電話口で言っている。もしかしたら、生活安全課の人は初耳だったのかもしれない。情報求むポスターの一件は、たらい回されるだけ回ってみた結果、一周回って警察の上部にあがったことによって、警察が作成してくれることになった。やれやれ。

● 4日後

現場に掲示しました！という連絡がきた。掲示されていたものが右の写真だ。事件発生から20日が経過していた。

とても骨の折れる長いやり取りだったが、以降この市内で遺棄事件があったときは、スムーズにポスター設置まで警察が動いてくれるようになったと期待したい。



情報求むポスターが掲示されたことで、通りすがりにポスターを見た人たちが「捨て猫は犯罪なんだ」と知ることにつながる。動物遺棄は残念ながら、特殊な人だけが実行するものとは言いにくい。そのため、地域の人たちに身近な問題として認識してもらうことで、再発防止につながるのではないかと期待する。

次の一手。具体的支援へ

子猫の遺棄があるということは、猫の出産で困っている人がいるはずだ。遺棄現場の近くを歩いてみると、猫が1匹道に座っていた。あ、猫だと思って近づくと、その奥の庭にまた1匹、横道に1匹、と沢山いる。思い切ってお屋敷にピンポンしてみた。すると、中からおじいちゃんが出てきた。あれこれ話を聞くと、この猫たちは近所の人が飼っている猫で、庭を荒らされる、臭いといった問題で、お屋敷のおじさん含め近所の人たちは迷惑しきっているのだという。以前には、迷惑している近所の人たちで言いに行ったことがあるが、全然話ができない人だという。おじいちゃんに情報提供のお礼を言い、「状況が少しでも良くなるように飼い主に話に行ってみます。」と伝えた。

続いて、おじいちゃんに教えてもらったお家に行ってみた。確かに家の前に猫が目視で6匹。2階窓は開けばなしで自由に猫が出入りできるようになっている。声をかけて見ると中からおばあちゃんが出てきた。おばあちゃんは、猫が好きで捨て猫や怪我している猫がいるとほっておくことができず保護して飼いはじめたそうだ。昔は、不妊手術をしたが、金銭

面と、猫の頭数の増加で追いつかなくなり、現在はできていない。近所の人は、猫に石を投げたり棒で叩いたりする人もいるという。

猫に不妊手術をほどこして、今いる猫たちの命を全うさせながら、緩やかに猫の頭数を減らしていくことで、猫の生活環境も地域の環境も改善されるということは、お屋敷のおじいちゃんも、猫のおばあちゃんも納得してくれていた。月に1回手術日を決め、助成金を利用しながら10匹ほどいる猫たちを月数頭ずつ手術日をしていくことになった。病院の送迎は私が担当する。

今回の事件で亡くなった子猫たちの命は戻ってこない。もし、いつか自分が死んだ後の世界で子猫たちに会えるなら、辛い思いをさせてしまったことを謝ってから、あの地域の猫事情があなた達のおかげでこんなに変わったんですと伝えられるようにしておきたい。

猫から目線で、平穏な町の歪みが見えてくる。

ノラ猫に餌をあげている人の近所に住んでいる人からなんとかしてほしいと相談を受けることがよくある。私からは「猫が増えてしまうことは、本人も困っているかもしれないし、現時点で困っていなかったとしても、困っている人が地域にいるということを伝えれば不妊手術に動いてくれるかもしれないので、いちど声をかけてみてもらえますか?」とお願いすると、「その人との人間関係があるから、直接言うのはちょっと…。私から聞いたことは内緒で、小池さん訪問して見てもらえますか?」と言われることがよくある。統計は取ったことが無いが、3件中2件はまずそう返ってくる気がする。怒鳴り込みに行ってくださいと依頼しているわけではないのに…。散々近所の人たちと陰口を言い合ってイライラを蓄積しながら、本人には何も不満はないですよと繕う。それは、すでに人間関係として終わっている気がするのは私だけだろうか。そして、時間の経過とともに状況は悪化していき、イライラは限界となり、保健所に匿名で通報し、自分はいくまで被害者のポジションをキープする。そういう人と地域をいっぱい見てきた。

別に地域の人同士、べったり仲良しになる必要はないと思う。でも、何か状況がおかしいな、と思った時に文句よりさきに、「大丈夫ですか、何か手伝いましょうか?」という提案がもっと気軽にできたらいいのになあと思う。

おわり



小池英梨子

NPO 法人 FLC 安心とつながりのコミュニティづくりネットワーク

「人もねこも一緒に支援プロジェクト」 プロジェクト代表

「ねこから目線。」としてフリーでも活動中。

意見・感想・お問い合わせ：e.kosame12@gmail.com